

共通事項(個人、農地所有適格法人)

1 支払いの猶予

農地を貸す者（以下「甲」という。）は、農地を借りる者（以下「乙」という。）が災害その他のやむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

2 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は、別紙の各筆明細書に定める利用権の存続期間の中途において解約をしようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

3 転貸又は譲渡

乙はあらかじめ市に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

4 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は、甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微である場合には甲の同意を要しない。

5 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は、目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

6 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したときは、乙は、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき市町村が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

7 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲、乙、及び市町村が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合は、この限りでない。

8 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画の定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

9 その他

この農用地利用集積計画の定めのない事項及び農用地利用集積計画に関し疑義が生じたときは、甲、乙及び市が協議して定める。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況について

(1) 農地所有適格法人名

(2) 耕作又は養畜の事業に供している農地の面積
(農家台帳に記載されている農用地の面積)

 m²

(3) 主な経営作物

(4) 主な農機具の所有状況

(5) 主な家畜の飼養状況

(6) 農地所有適格法人の事業の状況

①事業内容

年度	生産する農畜産物	関連事業の内容	左記以外の農業に該当しない事業
現在 (実績又は見込み)			
予定 (権利取得予定の場合)			

②売上高

年度	農業 (千円)	左記農業に該当しない事業 (千円)
3年前 (実績)		
2年前 (実績)		
1年前 (実績)		
公告日の属する年度		
2年目 (見込み)		
3年目 (見込み)		

(7) 農地所有適格法人の業務執行役員全ての状況

①農業 (労務管理や市場開拓も含む) への従事状況

氏名	住所	役職	農業への従事状況 (年間)		農作業への従事状況 (年間)	
			実績	見込み	実績	見込み
1			か月	か月	か月	か月
2			か月	か月	か月	か月
3			か月	か月	か月	か月
4			か月	か月	か月	か月

農業…労務管理、市場開拓等を含む

農作業…田畑で実際に作業すること

②農作業への具体的な従事状況 (①で農作業を行うと記した者の従事状況)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1												
2												
3												
4												

農作業を行う期間を ←→ で記入してください

(8) 農地所有適格法人の構成員（組合員、株主、社員）全ての状況

①構成員のうち農業関係者（権利提供者、常時従事者、農作業委託者等）

氏名	議決権の数	農地等の提供面積（㎡）		農業への従事状況(年間)		農作業の委託内容
		権利の種類	面積	実績	見込み	
				か月	か月	
				か月	か月	
				か月	か月	
				か月	か月	

②①以外の議決権保有者（法人から物資の提供又は役務の提供を受けている者等）

氏名	議決権の数	取引関係の内容

③その他労働力の状況について（アルバイト等）

・雇用人数 人 ・年間従事日数 人日（5人で3日なら15人日と記入）

———以下は記入しないでください———

農地所有適格法人要件確認

構成員要件	農業関係者の総議決権4分の3以上か	事業要件	売り上げの過半が農業関連事業か
役員要件①	役員の過半が常時従事者か	法人形態要件	定款等から株式会社、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社と判断できるか
役員要件②	①の過半が農作業に60日以上従事しているか		

記入例

経済部農業政策課

農地所有適格法人用

利用権設定を受ける者の農業経営の状況について

(1) 農地所有適格法人名

〇〇農場

(2) 耕作又は養畜の事業に供している農地の面積
(農家台帳に記載されている農用地の面積)

10,000

m²

(3) 主な経営作物

水稻

(4) 主な農機具の所有状況

トラクター 1台 軽トラック2台
など機具名と台数を記入

(5) 主な家畜の飼養状況

家畜名と頭数を記入

(6) 農地所有適格法人の事業

粗収益の50%を超えるものを記載する

①事業内容

年度	生産する農畜産物	関連事業の内容	左記以外の農業に該当しない事業
現在 (実績又は見込み)	ブルーベリー	ジャムなどの加工販売	建設業
予定 (権利取得予定の場合)			

②売上高

年度	農業 (千円)	左記農業に該当しない事業 (千円)
3年前 (実績)		
2年前 (実績)		
1年前 (実績)		
公告日の属する年度		
2年目 (見込み)		
3年目 (見込み)		

(7) 農地所有適格法人の業務執行役員全ての状況

①農業 (労務管理や市場開拓も含む) への従事状況

	氏名	住所	役職	農業への従事状況 (年間)		農作業への従事状況 (年間)	
				実績	見込み	実績	見込み
1	つくば太郎	研究学園 1	代表取締役	10 か月	か月	10 か月	か月
2	つくば花子	研究学園 1	取締役	8 か月	か月	5 か月	か月
3				か月	か月	か月	か月
4				か月	か月	か月	か月

農業…労務管理、市場開拓等を含む

農作業…田畑で実際に作業すること

②農作業への具体的な従事状況 (①で農作業を行うと記した者の従事状況)

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
1			←	→								→
2							←	→				
3												
4												

農作業を行う期間を ←→ で記入してください

(8) 農地所有適格法人の構成員(組合員、株主、社員)全ての状況

①構成員のうち農業関係者(権利提供者、常時従事者、農作業委託者等)

氏名	議決権の数	農地等の提供面積 (㎡)		農業への従事状況(年間)		農作業の委託内容
		権利の種類	面積	実績	見込み	
つくば太郎	20			10か月	か月	
つくば花子	20			5か月	か月	
				か月	か月	
				か月	か月	

②①以外の議決権保有者(法人から物資の提供又は役務の提供を受けている者等)

氏名	議決権の数	取引関係の内容

③その他労働力の状況について(アルバイト等)

・雇用人数 人 ・年間従事日数 人日 (5人で3日なら15人日と記入)

———以下は記入しないでください———

農地所有適格法人要件確認

構成員要件	農業関係者の総議決権4分の3以上か	事業要件	売り上げの過半が農業関連事業か
役員要件①	役員の過半が常時従事者か	法人形態要件	定款等から株式会社、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社と判断できるか
役員要件②	①の過半が農作業に60日以上従事しているか		